

◎岡山県規則第九号

個人情報保護の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

個人情報の保護に関する法律施行細則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、政令第二十八号第四項の規定により地方公共団体の規則で定めることとされている事項及び知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務簿）

第二条 知事は、法第七十四条第二項第九号に規定する個人情報ファイル（法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号並びに法第七十五条第三項に規定する個人情報ファイルを除く。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務簿」という。）を作成しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項に規定する個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務簿を作成しなければならない。

3 知事は、個人情報取扱事務簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報取扱事務簿を修正しなければならない。

4 知事は、第一項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務簿を削除しなければならない。

（電磁的記録の開示方法）

第三条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- 二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第四条 政令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

する方法とする。

(写しの交付に要する費用の額等)

第五条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

(運用状況の公表の方法)

第六条 条例第七条の規定による運用状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

公文書の種類		写しの交付の方法		金額	
一 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	イ 乾式複写機による写し	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚につき五十円	
				ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
二 ビデオテープ	イ ビデオカセットテープに複製したもの	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	イ ビデオカセットテープに複製したもの	一卷につき百十円	
				ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
三 録音テープ	イ 録音カセットテープに複製したもの	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	イ 録音カセットテープに複製したもの	一卷につき九十円	
				ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
四 電磁的記録(二の項又は三の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	ロ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六	イ 印刷物として出力したもの	一枚につき十円	
				ロ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六	一枚につき四十円

	<p>二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p>	
<p>ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p>	<p>一枚につき五十円</p>	

備考

- 一 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

◎岡山県規則第十号

旅館業法施行細則を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旅館業法施行細則

旅館業法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）の施行については、旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百二十二号）、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）及び旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（申請書等の添付書類）

第二条 省令第一条の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業施設の敷地の周囲おおむね百メートル以内の見取図
- 二 消防署長が交付する消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他の法令の規定に適合していることを証する書類の写し
- 三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）
- 四 登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
- 五 省令第四条の三各号に掲げる基準に適合する設備の内容を明記した書類（玄関帳場を設けない旅館・ホテル営業に限る。）
- 2 省令第二条及び第三条の規定による申請書には、営業施設の敷地の周囲おおむね百メートル以内の見取図を添付しなければならない。
- 3 省令第四条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 営業施設の構造設備を変更した場合 次に掲げる書類
 - イ 構造設備を明らかにした図面
 - ロ 消防署長が交付する消防法その他の法令の規定に適合していることを証する書類の写し（知事が必要と認める場合に限る。）
 - ハ 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合に限る。）
- 二 旅館業の営業を廃止した場合 法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

（その他）

第三条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十一号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和三十二年岡山県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第一号の規定による許可申請書」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

（申請書等の添付書類）

第四条 省令第四条の規定による届出は、当該届出が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

一 公衆浴場の構造設備を変更した場合の届出 当該公衆浴場の構造設備の変更内容を明示した図面

二 公衆浴場の営業を廃止した場合の届出 法第二条第一項の許可を受けていることを証する書面

（その他）

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十二号

興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「により許可の申請をしよう」を「による許可を受けよう」に、「興行場営業許可申請書（様式第一号）（仮設の興行場にあつては、興行場（仮設）営業許可申請書（様式第二号）を」を「当該許可に係る興行場の構造設備及び付近の状況を明らかにした図面並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定による建築の確認又は許可のあったことを証する書類を添えて」に、「提出」を「申請」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（変更等の届出）

第三条 興行場営業を営む者（岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。）は、法第二条第一項の規定により許可を受けた事項若しくは法第二条の二第二項の規定により届け出た事項を変更したとき又は営業を廃止したときは、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の場合において、構造設備を変更したときは、当該変更の内容を明らかにした図面を添付しなければならない。

（その他）

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（関係規則の改正）

2 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部7の項6中、「第4条」を削る。

◎岡山県規則第十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十二の項中(90)を(92)とし、(66)から(89)までを二ずつ繰り下げ、同項(65)中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る」に改め、同(65)を同項(67)とし、同項(64)中「の建築物」の下に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、同(64)を同項(66)とし、同項(63)中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同(63)を同項(65)とし、同項中(23)から(62)までを二ずつ繰り下げ、同項(22)中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同(22)を同項(24)とし、同(24)の前に次のように加える。

(23) 法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付

別表第二の三十二の項中(21)を(22)とし、(17)から(20)までを二ずつ繰り下げ、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の床面積の不算入に係る認定の申請の受理及び当該認定通知書の交付

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条に次の一号を加える。
十九 スタートアップ創出促進保証 スタートアップ創出促進保証制度要綱（二〇二三〇一三〇中庁第三号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
第四条第七号イ中「創業関連保証」の下に「又はスタートアップ創出促進保証」を加える。
別表第一号を次のように改める。

1 新規創業資金	次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であって、1月以内（産業競争力強化法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）による支援を受けた者は、6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 2 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 3 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人であつ	事業に必要な運転資金及び設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	3,500万円	10年以内（2年以内。ただし、融資の対象者が8である場合にあっては1年以内、8であつてスタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件を満たす場合にあっては3年以内。）	原則として月賦償還	年1.35%以内	年0.70%ただし、融資の対象者が8である場合の保証料については、保証協会所定の料率とする。	無担保、無保証人とする。ただし、融資の対象者が3又は5から7までのいずれかである場合の保証人については、保証協会の定めるところによる。	保証付き
----------	---	--	---------	---	-----------	----------	--	---	------

	<p>て、当該事業を開始した日前に事業を営んでいない者</p> <p>5 設立の日から5年を経過していない会社であつて、当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された者</p> <p>6 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した中小企業者である会社であつて、当該設立の日から5年を経過していない者</p> <p>7 4に該当する者であつて、新たに中小企業者である会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして、産業競争力強化法第129条第2項の規定により同法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされる者</p> <p>8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二号中「回 上」を「10年以内（2年以内）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年三月十五日から施行する。

（適用）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

◎岡山県告示第百二号

平成十八年岡山県告示第百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定）は、廃止する。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

美作市城田字佃一五〇番一の一部、一五〇番二の一部、一四三番三の一部、一四四番二の一部、一四九番二の一部、字流田一八九番一の一部及び美作市城田無番地の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無

規則第五十八条第五項第十号に該当

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和四年十二月八日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

◎岡山県告示第四百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

m u n i .

2 所在地

都窪郡早島町前潟三一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社凸凹 a c t .

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟三一番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一一二

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

◎岡山県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区1号

水利施設等保全高度化（用排水施設整備）事業

西七区支線70号

西七区支線85号

北七区支線27号

三 認可年月日

令和五年二月二十八日

” ” ”

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

◎岡山県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市	施行者の 名称
高梁都市計画道路事業 三・五・高三 下町薬師院線 三・五・高四 南町近似線	事業の種類及び名称
令和五年三月十日から 令和十三年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 岡山県高梁市浜町、 上谷町、和田町、正宗 町、間之町、松原通地 内の部分 使用の部分 岡山県高梁市間之町 地内	事業地

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

錦沖4北2（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和五年三月十日から同月三十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔二〇二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 毎戸工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 毎戸工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年三月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和五年三月十日

地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
農道整備	種	完了年月日
美咲(第6工区)		令和五・二・二二

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）	測量の種類
令和五年四月一日から終了を通知するまで	測量期間

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	倉敷市福井、笹沖、掘南、西富井、中島及び西阿知町新田 地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
終了年月日	令和五年二月十七日

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市下横野地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十七日	終了年月日

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔一〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市斎富地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十八日	終了年月日

〔二〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市山田字中縄手二四八〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七〇ビレッジハウス四号棟三〇七

前田 和政

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五八号

〔二〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字沖一四二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井手一〇六〇―六

HERO Home, S株式会社

代表取締役 千田 英治

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月五日岡山県指令建指第四〇五号

令和5年3月10日 岡山県公報 第12479号

〔二一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字清水川三三二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区新保六五二―五フィオーレ一〇一

柿原 邦彦

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十六日岡山県指令建指第三八六号

〔一一一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字阿弥陀一一五七一―一、一一五七―三、一一五六―六、一一五六―七、一一五六―八、一一五五―二、一一五五―一六、一一五五―一八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六―三六

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十日岡山県指令建指第七二号

〔一一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字阿弥陀一一五七―一、一一五七―三、一一五六―六、一一五六―七、一一五六―八、一一五五―二、一一五五―一六、一一五五―一八

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六―三六

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

五 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十日岡山県指令建指第七二号

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第六条第一項第三号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（定年等）

第五十八条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岡山県条例第十六号）の定めるところによる。

第八十二条第一項中「当該職員の定年から五年を減じた年齢」を「五十五歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の岡山県企業局就業規則（以下「新規規程」という。）第五条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。